

# 静岡県小学生バレーボール連盟規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本連盟は、静岡県小学生バレーボール連盟と称する。

(目 的)

第2条 本連盟は、静岡県に於ける小学生バレーボール団体を統轄し、各団体相互間の親善と協調によって、小学生バレーボールの普及と発展を通して心身共に健全な児童の育成に努めることを目的とする。

(事 業)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 小学生バレーボール競技大会の開催
- (2) 小学生を対象とするバレーボール教室の開催
- (3) 小学生バレーボールの指導者養成のための講習会、研修会を開催
- (4) 小学生バレーボールの審判員養成のための講習会、研修会を開催
- (5) 静岡県バレーボール協会に属し、小学生対策専門部会業務の担当
- (6) その他本連盟の目的達成に必要と認める事業

(加盟団体及び組織)

第4条 本連盟は、次の加盟団体によって組織する。

- (1) 静岡県内の小学校に在籍する児童を対象に組織するバレーボール競技団体。ただし、加盟にあたっては地区連盟の認可を受けて、本連盟の承認を得た団体
- (2) 本連盟の所定の手続きを得て、登録料を納入し加盟を承認された団体
- (3) 本連盟が認めた資格を有する指導者が登録されている団体
- (4) 本連盟の趣旨に賛同し、連盟規約を遵守して、その事業に積極的に参加協力し得る団体

## 第2章 役 員

(役 員)

第5条 本連盟には、次の役員を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 名誉会長  | 1名  |
| (2) 会 長   | 1名  |
| (3) 副 会 長 | 若干名 |

(4)	名誉顧問	若干名
(5)	顧問	若干名
(6)	地区連盟副会長	若干名
(7)	参与	若干名
(8)	理事長	1名
(9)	副理事長	若干名
(10)	常任理事	若干名
(11)	理事	若干名
(12)	監事	3名
(13)	評議員	加盟団体1名

(役員選出)

第6条 役員は、次の通り選出する。

- (1) 会長及び副会長は、常任理事会で推挙し、評議員会の承認を得る。
- (2) 名誉会長・名誉顧問・顧問・地区連盟副会長・参与は、常任理事会で推挙し、会長が委嘱する。
- (3) 理事長及び各専門委員長は、人選委員会で推挙し、副理事長については各地区理事長及び理事長指名の副理事長が当り、評議員会の承認を得る。
- (4) 常任理事は、前号の役員のほか別に定める地区連盟の副理事長・総務委員長及会長指名の学識経験者がこれに当り、評議員会の承認を得る。
- (5) 理事は、前号の役員のほか別に定める地区連盟の各専門委員長及び会長が指名する学識経験者とし、評議員会の承認を得る。
- (6) 監事は、常任理事会で推挙し、評議員会の承認を得る。
- (7) 評議員は、加盟団体が推薦した者を充てる。

(役員職務)

第7条 役員の職務は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその代行をする。
- (3) 名誉会長・名誉顧問・顧問・地区連盟副会長・参与は、会長の諮問に応じて会務を援助する。
- (4) 理事長は、会務を掌理し、常任理事会、企画会議及び理事会の議長の任に当る。又、静岡県バレーボール協会常任理事及び静岡県スポーツ少年団指導者協議会バレーボール種目理事の任に当る。
- (5) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその代行をする。
- (6) 常任理事は、常任理事会を構成し、理事長を助け、会務処理の円滑化を計ると共に、別に定める部門の業務を掌理する。

- (7) 理事は、理事会の構成員となる。
- (8) 監事は、本連盟の会計を監査する。
- (9) 評議員は、評議員会の構成員となる。

(役員任期)

第8条 役員任期は2ケ年として再任は妨げない。但し任期が満了しても、その後任者が就任するまでは、その職に当る。

### 第3章 地区連盟

(地区連盟)

第9条 本連盟は、静岡県を東部地区・中部地区・西部地区に分割し、それぞれに地区連盟を置く。

- (1) 地区連盟は、地区の独自性と機能性を活かし、自主的な活動を推進すると共に、他地区との積極的な交流並びに相互援助を計る。
- (2) 地区連盟の組織、名称、構成等必要な事項については、別に定める。

### 第4章 専門委員会

(設置)

第10条 本連盟は、委員をもって構成する専門委員会を設置する。

- (1) 専門委員会は、本連盟の事業を円滑に推進するに必要な事項を専門的に分担所管し、調査研究し、常任理事会の承認を得て執行する。
- (2) 専門委員会の設置並びに解散は、常任理事会の決議によって決定する。
- (3) 専門委員会の機構並びに分担所管事項は、理事会の承認を得て細則を定める。

(組織)

第11条 専門委員会の組織は次の通りとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 競技委員会
- (3) 審判委員会
- (4) 指導委員会
- (5) 普及委員会
- (6) 育成委員会

(専門委員会 委員)

第12条 専門委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。

- (1) 委員長は、人選委員会で推挙し、評議員会の承認を得るものとする。

- (2) 副委員長は、地区専門委員会委員長を充てる。
- (3) 委員は、地区専門委員会委員を充てる。
- (4) 委員長は、専門委員会を統括し、委員会の議長を務め、その事業に関する各地区連盟と連携を密にして事業が円滑に運営されるように努める。また、静岡県バレーボール協会の担当部門の委員または役員の任に当たる。
- (5) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時はその代行をする。
- (6) 副委員長は、理事の任に当る。
- (7) 委員は、委員長の指示を受け委員会の事業を推進する。
- (8) 総務委員会に事務局を設ける。事務局は、事務局長・経理担当・事務局員で構成し、常任理事会の承認を得て会長が委嘱する。

## 第5章 特別事業委員会

(設 置)

第13条 本連盟は、その事業の性質上必要と認めた場合、特別事業委員会を設置することが出来る。特別事業委員会に関しては、第10条の定めを適用する。

## 第6章 会 議

(設 置)

第14条 本連盟には、次の会議を置く。

- (1) 評議員会
- (2) 三役会
- (3) 常任理事会
- (4) 企画会議
- (5) 理事会
- (6) 専門委員会

(評議員会)

第15条 評議員会は、毎年1回招集する。ただし、会長は評議員または理事それぞれ3分の1以上の者から会議の目的を示して請求があった時は、2週間以内に召集しなければならない。

- 2 評議員会は、次の事項を審議決定する。
  - (1) 事業計画及び事業報告
  - (2) 予算及び決算
  - (3) 役員の承認
  - (4) 規約の制定及び改正
  - (5) その他本連盟の運営に関する主要な事項

(三役会)

第16条 三役会は、会長・副会長で構成する。会長は、必要に応じて召集する。

(常任理事会)

第17条 常任理事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事・事務局で構成し、会長が召集する。

(企画会議)

第18条 常任理事会の構成員と地区連盟副会長で構成し、会長が召集する。

(理事会)

第19条 企画会議の構成員と理事で構成し、会長が召集する。

(専門委員会)

第20条 専門委員会は、専門委員長と専門副委員長で構成し、専門委員長が召集する。

(決議)

第21条 本連盟の会議はすべて出席対象者の過半数の出席によって成立し、議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。可否同数の時は議長が決定する。

## 第7章 会 計

(事業収入)

第22条 本連盟の経費は、次に項目をもって充てる。

- (1) 静岡県バレーボール協会・静岡県スポーツ少年団本部・その他団体から交付される補助交付金
- (2) 加盟費  
毎年度ごと評議員会で定め、静岡県バレーボール協会登録料は加盟費の内から納入する。
- (3) 事業収益金
- (4) 寄付金
- (5) 賛助金
- (6) その他

(会計期間)

第23条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(監 査)

第24条 本連盟の決算は、毎会計年度終了後監事の監査を受け、評議員会の承認を得るものとする。

(特別会計)

第25条 本連盟は、常任理事会の承認を得て特別会計を設けることができる。

## 第8章 雑 則

(施 行)

第26条 本連盟の規約施行についての必要な細則は、常任理事会の議を経て会長がこれを別に定める。

(改 廃)

第27条 本規約の改廃は、評議員会の決議による。

### 付 則

- (1)本連盟規約は、昭和49年3月24日から施行する。
- (2)規約改正施行は、昭和53年1月15日とする。
- (3)規約改正施行は、昭和54年1月13日とする。
- (4)規約改正施行は、昭和56年1月10日とする。
- (5)規約改正施行は、昭和57年1月15日とする。
- (6)規約改正施行は、昭和60年1月12日とする。
- (7)規約改正施行は、昭和62年1月24日とする。
- (8)規約改正施行は、平成 元 年1月21日とする。
- (9)規約改正施行は、平成 2 年4月1日とする。
- (10)規約改正施行は、平成13年4月7日とす。
- (11)規約改正施行は、平成20年4月5日とする。
- (12)規約改正施行は、平成21年4月4日とする。
- (13)規約改正施行は、平成22年4月10日とする。
- (14)規約改正施行は、平成27年4月4日とする。